

第114期 中間決算公告

令和元年12月27日

香川県高松市亀井町6番地1
株式会社 香川銀行
取締役頭取 本田 典孝

第114期中（令和元年9月30日現在）中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)	
現 金	預 け 金	156,483	預 渡 性 預 金	1,544,299
商 品	有 価 証 券	128	讓 借 用 金	34,350
金 銭	の 信 託	3,002	外 国 為 替	34,062
有 価 証 券		286,856	そ の 他 負 債	3
貸 出 金		1,259,278	未 払 法 人 税 等	13,247
外 国 為 替		6,448	リ 一 ス 債 務	278
そ の 他 資 産		16,954	資 産 除 去 債 務	125
そ の 他 の 資 産		16,954	そ の 他 の 負 債	122
有 形 固 定 資 産		28,552	賞 与 引 当 金	12,720
無 形 固 定 資 産		46	役 員 賞 与 引 当 金	285
前 払 年 金 費 用		1,629	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12
支 払 承 諾 見 返		3,884	偶 発 損 失 引 当 金	229
貸 倒 引 当 金		△8,693	繰 延 税 金 負 債	67
			再評価に係る繰延税金負債	2,840
			支 払 承 諾	3,466
				3,884
		負債の部合計		1,636,749
(純資産の部)				
資 本	金	12,014		
資 本 剰 余 金		9,339		
資 本 準 備 金		9,339		
利 益 剰 余 金		79,104		
利 益 準 備 金		2,674		
そ の 他 利 益 剰 余 金		76,429		
圧 縮 積 立 金		24		
別 途 積 立 金		43,436		
繰 越 利 益 剰 余 金		32,968		
	株主資本合計		100,458	
その他の有価証券評価差額金		10,905		
土 地 再 評 価 差 額 金		6,460		
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		17,365		
	純資産の部合計		117,823	
資産の部合計	1,754,572	負債及び純資産の部合計	1,754,572	

第114期中 (平成31年4月1日から)
(令和元年9月30日まで) 中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	13,359
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	10,412
(うち有価証券利息配当金)	(8,278)
役 務 取 引 等 収 益	(2,093)
そ の 他 業 務 収 益	2,152
そ の 他 経 常 収 益	16
	779
経 常 費 用	10,877
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	361
(うち預金利息)	(343)
役 務 取 引 等 費 用	1,184
そ の 他 業 務 費 用	503
當 業 経 常 費 用	7,611
そ の 他 経 常 費 用	1,217
経 特 別 利 益	2,482
固 定 資 産 処 分 益	54
特 別 損 失	14
固 定 資 産 処 分 損	
税 引 前 中 間 純 利 益	2,521
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	379
法 人 税 等 調 整 額	27
法 人 税 等 合 計 益	406
中 間 純 利 益	2,114

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 17年～50年

その他 5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,616百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めていれる償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 383百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,496百万円、延滞債権額は21,637百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,486百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,644百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外國為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,440百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 52,646百万円

担保資産に対応する債務

借用金 34,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券205百万円、その他の資産15,222百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金222百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、136,765百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが131,244百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 12,480百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,347百万円であります。

12. 単体自己資本比率（国内基準） 9.49%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益61百万円、償却債権取立益283百万円及び株式等売却益296百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却192百万円、株式等売却損137百万円及び株式等償却817百万円を含んでおります。

3. 「特別利益」は、固定資産処分益54百万円であります。

4. 「特別損失」は、固定資産処分損14百万円であります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（令和元年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	9,539	9,691	152
	その他	1,303	1,314	10
	小計	10,842	11,005	162
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,808	3,690	△117
	その他	—	—	—
	小計	3,808	3,690	△117
合計		14,650	14,696	45

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（令和元年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	338
関連法人等株式	15
合計	353

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（令和元年9月30日現在）

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	20,674	12,567	8,106
	債券	107,573	106,598	974
	国債	32,078	31,752	325
	地方債	25,358	25,154	203
	短期社債	—	—	—
	社債	50,136	49,692	444
	その他	72,504	63,660	8,843
	小計	200,752	182,827	17,925
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,152	5,598	△445
	債券	10,054	10,082	△28
	国債	—	—	—
	地方債	1,297	1,300	△2
	短期社債	—	—	—
	社債	8,756	8,782	△26
	その他	53,523	55,482	△1,958
	小計	68,730	71,163	△2,433
合計		269,483	253,991	15,492

(注) 差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,107
その他	1,260
合計	2,368

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、817百万円（うち、株式817百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和元年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和元年9月30日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	3,424百万円
有価証券評価損	427
減価償却費	343
未払事業税	47
その他	1,119
繰延税金資産小計	5,362
評価性引当額小計	△3,240
繰延税金資産合計	2,122
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,584
退職給付関係	339
その他	38
繰延税金負債合計	4,962
繰延税金負債の純額	2,840百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,556円68銭
1株当たりの中間純利益金額	27円93銭

(令和元年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			(負債の部)
現 金 預 け 金	156,516	預 渡 性 預 金	1,543,136
商 品 有 価 証 券	128	讓 借 用 金	34,350
金 銭 の 信 託	3,002	外 国 為 替 金	41,837
有 価 証 券	286,932	そ の 他 負 債	3
貸 出 金	1,254,876	賞 与 引 当 金	14,752
外 国 為 替	6,448	役 員 賞 与 引 当 金	305
リース債権及びリース投資資産	9,185	退 職 給 付 に 係 る 負 債	12
そ の 他 資 産	23,963	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	25
有 形 固 定 資 産	28,635	偶 発 損 失 引 当 金	229
無 形 固 定 資 産	48	繰 延 税 金 負 債	67
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,263	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,729
繰 延 税 金 資 産	28	支 払 承 諾	3,466
支 払 承 諾 見 返	3,884		3,884
貸 倒 引 当 金	△9,720	負債の部合計	1,644,798
(純資産の部)			
資 本 金		資 本 金	12,014
資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金	9,263
利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金	80,037
		株主資本合計	101,315
		その他の有価証券評価差額金	10,937
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,460
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△254
		その他の包括利益累計額合計	17,143
		非 支 配 株 主 持 分	1,938
		純資産の部合計	120,396
資産の部合計	1,765,194	負債及び純資産の部合計	1,765,194

(平成31年4月1日から)
(令和元年9月30日まで) 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金 額
経 資	常 収 益	16,469
金 運 用 収 益		
(うち貸出金利息)	10,402	
(うち有価証券利息配当金)	(8,259)	
役務のその他	(2,103)	
役務のその他	2,166	
役務のその他	3,154	
役務のその他	746	
経常費用		13,921
資金調達費用		
(うち預金利息)	382	
役務のその他	(343)	
役務のその他	1,148	
役務のその他	3,388	
役務のその他	7,776	
役務のその他	1,226	
経常利益		2,548
特別損失		54
特別損失		14
税金等調整前中間純利益		2,587
法人税、住民税及び事業法 人税等調整	391	
法人税等合	30	
中間純利		422
非支配株主に帰属する中間純利益		2,165
親会社株主に帰属する中間純利益		32
		2,133

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1). 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社

トモニリース株式会社

香川ビジネスサービス株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2). 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等 2社

トモニカード株式会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3). 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17年～50年

その他 5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,616百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により
損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による
定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く）79百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,496百万円、延滞債権額は22,065百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,486百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,072百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,440百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	52,646百万円
------	-----------

担保資産に対応する債務

借用金	34,000百万円
-----	-----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券205百万円、その他資産15,229百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金229百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、134,765百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが129,244百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な

調整を行って) 再評価しております。

- | | |
|---|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,596百万円 |
| 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,347百万円であります。 | |
| 12. 連結自己資本比率（国内基準） | 9.56% |

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益33百万円、償却債権取立益283百万円及び株式等売却益296百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却192百万円、株式等売却損137百万円及び株式等償却817百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」は、固定資産処分益54百万円であります。
4. 「特別損失」は、固定資産処分損14百万円であります。
5. 中間連結包括利益計算書における包括利益の金額は5,493百万円であります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	156,516	156,516	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	128	128	—
(3) 金銭の信託	3,002	3,002	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	14,650	14,696	45
その他有価証券	269,849	269,849	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	1,254,876 △9,017	1,248,530	2,671
資産計	1,690,006	1,692,724	2,717
(1) 預金	1,543,136	1,543,257	121
(2) 謙渡性預金	34,350	34,359	9
(3) 借用金	41,837	41,833	△3
負債計	1,619,323	1,619,450	127
デリバティブ取引（＊2） ヘッジ会計が適用されていないもの	△161	△161	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	△161	△161	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 产

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 商品有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する価格によっております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によつております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所の価格、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれおりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
① 非上場株式（＊1）	1,122
② 関連会社株式（＊1）	49
③ 組合出資金（＊2）	1,260
合計	2,432

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（令和元年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	9,539	9,691	152
	その他	1,303	1,314	10
	小計	10,842	11,005	162
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,808	3,690	△117
	その他	—	—	—
	小計	3,808	3,690	△117
合計		14,650	14,696	45

2. その他有価証券（令和元年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21,040	12,691	8,348
	債券	107,573	106,598	974
	国債	32,078	31,752	325
	地方債	25,358	25,154	203
	短期社債	—	—	—
	社債	50,136	49,692	444
	その他	72,504	63,660	8,843
	小計	201,118	182,951	18,166
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,153	5,598	△445
	債券	10,054	10,082	△28
	国債	—	—	—
	地方債	1,297	1,300	△2
	短期社債	—	—	—
	社債	8,756	8,782	△26
	その他	53,523	55,482	△1,958
	小計	68,730	71,164	△2,433
合計		269,849	254,115	15,733

(注) 差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、817百万円（うち、株式817百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和元年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和元年9月30日現在）
該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,565円6銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	27円91銭

以上